

卒業研究における倫理的配慮確認のための手続きについて

本学の研究倫理審査委員会規程第7条には、以下のように定められている。

委員会が審査する対象は、本学の教職員、大学院生が研究責任となって計画する研究、および**指導教員が審査を受ける必要があると判断した学部生が計画する研究**、また学内・学外を問わず本学の学生および教職員を対象として行われる調査・研究とする。

本条に則り、指導教員が研究倫理審査を受ける必要がある場合とは、次のことをいう。

- (1) 学外の対象に調査を行う。
- (2) 外部の公表を検討している。
- (3) その他、指導教員が倫理的判断に懸念がある場合。

※ いずれかに該当する場合には、指導教員は、当該研究の責任者として、定例の審査会に申請書を提出してください。

※ 研究倫理審査を受けた卒業研究は、日本赤十字九州国際看護大学における研究データの保存・管理・破棄に関する手順書に則り、研究データ保存の責務を果たさなければなりません。手順書を確認し、手続きを行ってください。

なお、指導する教員が通常の倫理審査申請は必要ないと判断する学内の対象に調査する場合には、卒業研究における研究倫理的配慮確認届(別添1)を研究倫理審査委員会に提出する。その際には、学生とともに研究倫理に関する理解を確認してください(別添1内のチェック項目)。

当該届については、研究倫理審査委員会において確認を行うが、その際、研究倫理審査委員会より、受審する必要性があると判断された場合には、指導教員は研究倫理審査申請を行わなければならない。